

令和５年度 久留米市６次産業化推進事業補助金 募集要項

１．補助制度の目的

久留米産農林水産物を活用し、６次産業化（農林水産物の生産から加工、販売までの一連の経済活動）を行う農林漁業者又は農林漁業団体に対し、農林水産加工品の開発や販路拡大を支援し、付加価値の高い農業への取り組みを促進することによって、販売力の強化と地域経済の活性化を目指します。

２．補助対象となる事業

農林漁業者又は農林漁業団体等が行う、久留米産農林水産物を活用した農林水産加工品の開発及び販路拡大を目指す事業を対象とします。

３．補助の対象者

- （１）市内に在住する農林漁業者
- （２）市内に在住する農林漁業者で構成する任意団体
- （３）市内に所在する農林漁業団体

４．補助の内容

（１）支援の種類：

	補助の種類	採択件数	補助金上限	補助対象経費
①	商品開発支援 (開発段階の支援)	２件 程度	最大 30 万円、 1/2 補助以内	<u>商品開発にかかる経費</u> 賃金・報償費、旅費・交通費、原材料費、消耗品費、 通信・運搬費、委託費、使用料及び賃借料、光熱水費、 備品購入費、工事費など
②	販路拡大支援 (開発後の支援)	２件 程度	最大 30 万円、 1/2 補助以内	<u>販路拡大にかかる経費</u> 賃金・報償費、旅費・交通費、原材料費、消耗品費、 印刷製本費、通信・運搬費、委託費など
③	商品改良支援事業 (以前に①もしくは②の支援を利用した事業が対象)	２件 程度	最大 30 万円、 1/2 補助以内	<u>商品改良にかかる経費</u> 賃金・報償費、旅費・交通費、原材料費、消耗品費、 印刷製本費、通信・運搬費、委託費、 使用料及び賃借料、光熱水費、備品購入費、工事費など

（２）補助対象の期限：令和６年３月３１日までに事業を完了すること。

（３）補助金の支払い：事業完了後となります。

（４）補助の対象とならない経費：

- ①土地及び建物の購入または借り上げ料等に係る経費
- ②既存設備・機械の使用料、公租公課等
- ③食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- ④他の用途と併用となっている旅費
- ⑤他の用途と切り分けできない光熱水費、工事費

5. 提出書類

- (1) 久留米市6次産業化推進事業提案書【第1号様式】
- (2) 実施計画書【第2号様式】
- (3) 経営の概要等【第2号様式②】
- (4) 収支計画書【第3号様式の1、2、3】 ※応募する支援のものを記載すること
- (5) 役員名簿（団体の場合、市の様式使用）
- (6) 定款（団体の場合）

6. 募集受付期間

令和5年4月10日（月）から令和5年5月31日（水）（土・日・祝日を除く）

※午前8時30分から午後5時15分まで

7. 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

○持参の場合…久留米市農政部農業の魅力促進課へお持ちください。

○郵便の場合…「10. 申請手続き・お問合せ」宛に、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法で郵送すること。（消印有効）

8. 支援対象事業の決定

募集受付期間終了後に、専門家を交えた相談会を経たうえで、書類審査を行い、交付決定します。

相談会のスケジュール等は、改めて調整いたします。

9. その他

補助対象事業が完了した年度の翌年度から3年間、年度末に事業経過状況報告書の提出いただきます。

10. 申請手続き・お問合せ

久留米市農政部農業の魅力促進課（6次産業化推進事業担当）

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

TEL：0942-30-9165 ／ FAX：0942-30-9717

【久留米市6次産業化推進事業の基本的な流れ】

